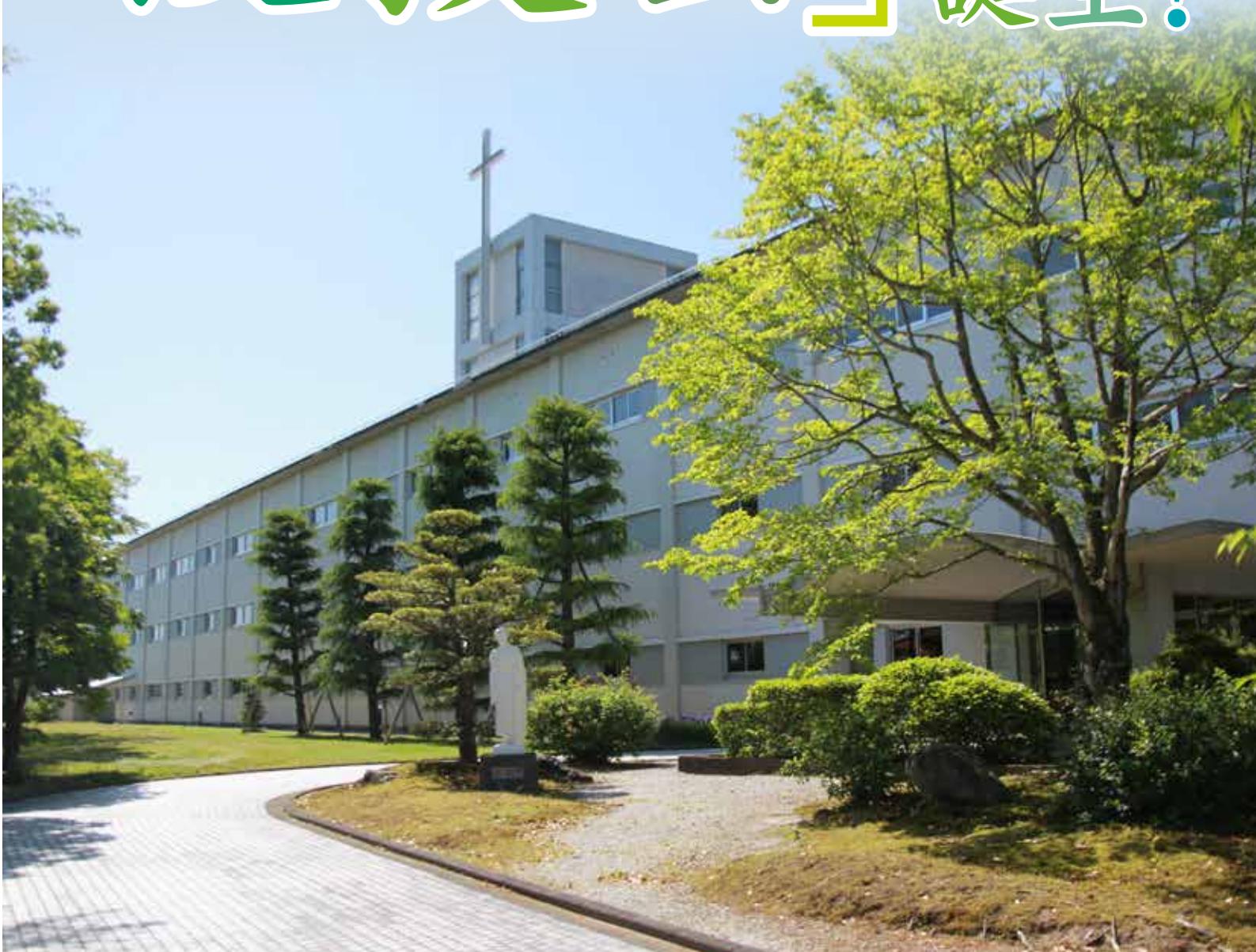


セントヨゼフ女子学園 「後援会」誕生！



ご挨拶

昨年6月の同窓会のニュースレターでご案内いたしました「セントヨゼフ女子学園後援会」を、本年4月1日に設立いたしました。

この会は会費によって、学園の充実・発展を支援するものです。この趣旨にご理解とご賛同をいただき、皆さまのご入会をお願い申し上げます。

2016年6月 後援会会长 近藤康子



セントヨゼフ女子学園後援会 趣意書

セントヨゼフ女子学園は「愛と奉仕の精神」を建学の精神に掲げ、1959年創立以来、優れた知性と豊かな感性を育み、様々な場で活躍する女性の育成に取り組んでまいりました。また、いのちを宿し育む女性、かつ品性と知性を備え自立した女性として国際社会にも貢献する全人教育を実践してきました。創立60周年を4年後にひかえた現在、卒業生は7,500名を超え、学園は三重の地で特色ある女子教育の場として認められてきています。このことは関係するものにとって誇りであり、心の拠り所でもあります。

これまで学園では、英語教育・海外研修プログラムの確立と実践、奉仕活動プログラムの拡充やIT教育の充実などに力を入れてまいりました。そしていま、新しい時代に対応した、よりプロフェッショナルな取り組みが必要となってきています。しかしながら、新たな課題に対する積極的な予算投資は厳しく、限られた中で対応を進めているのが現況であります。

このような状況を鑑み、施設設備や諸活動の充実、さらには学園の輝かしい発展を願い、学園の卒業生・旧職員・有志によってセントヨゼフ女子学園後援会を2016年4月1日に設立致しました。

こうした趣旨にご賛同を賜り、皆さま方より特段のご支援をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

セントヨゼフ女子学園後援会 役員

会長 近藤康子（1期）

副会長 森 茂巳（旧職員）

書記 新良輝美（3期） 中山夕美子（1期）

会計 寺嶋滋代（2期） 山中てる子（2期）

監事 川上政美（旧職員） 橋 倫子（1期）

評議員

林 留美（6期） 西岡節子（7期） 内山 薫（10期）

西川真理子（13期） 山口淑恵（16期）

北川 保（旧職員） 渡辺泰子（旧職員） 高尾美和子（旧職員）

学園理事長あいさつ

このたび、念願が叶って後援会が発足することは本当に嬉しく、感謝に堪えません。これは、創立当初から学園に尽くしてくださいました先生方と卒業生のヨゼフに対する熱い思いによるもので、私は夢を見ているような心地です。この大きな喜びと深い感謝の気持ちは、私の拙い言葉では到底言い表すことができません。

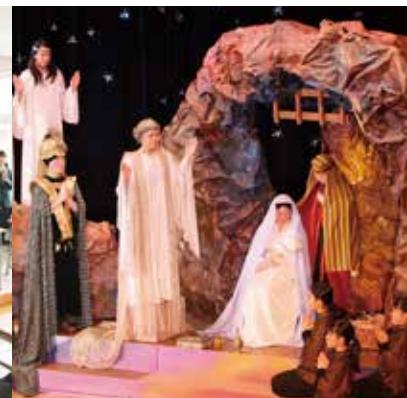
セントヨゼフの創立にあたって、校舎の建設などに多額のお金が必要であったとき、アメリカではシスターたちの関わっている家族や子供たちが、見もしない国の女子校設立のために惜しみなく寄付をしてくださいました。それはまさしく「後援の精神」であり、ヨゼフ誕生の土台となったのです。

今年は、アメリカ人のシスターたちが来日して60周年にあたります。この記念の年にアメリカでの後援の精神が日本で実を結んだことはとても意義深く、そのシスターたちが知ったらどんなに喜んだことでしょう。

後援会の設立にあたり、発起人となり、役員としてご尽力くださいました方々に厚く御礼申し上げます。皆様もその方々と同じ気持ちで、これからヨゼフを支えてくださいますようお願いいたします。

セントヨゼフ女子学園 理事長

中津幹



＜年会費納入方法＞

- ①年間一口 2,000 円以上。(何口でも納入できます)
- ②下記のゆうちょ銀行「払込取扱票」をご利用ください。

この受領証を持って領収書とさせて頂きます。
(この場合、払込手数料はいりません)

- ③他銀行からゆうちょ銀行への振込み方法

口座名： セントヨゼフ女子学園後援会
口座番号： 店番089 当座0136486

- ④納入期限：12月末までに納入していただければ幸いです。

継続してご支援いただきますよう、毎年発送される
「同窓会ニュースレター」に後援会通信と払込取扱票を
同封いたします。
後援会の情報はセントヨゼフ女子学園のホームページから
「後援してくださる方」を、クリックしてご覧いただけます。

セントヨゼフ女子学園後援会規約

第1章 名称

第1条 本会は、セントヨゼフ女子学園後援会と称し、その所在地を
三重県津市半田1330に置く。

第2章 目的

第2条 本会は教育環境の整備と教育活動を支援することにより
学園の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第3条 第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 教具、教材、施設等のために援助する事業
2. 競技会、発表会参加等諸活動のために援助する事業
3. 会誌発行などの広報に関する事業
4. 本学園の発展のために必要な事業

第4章 組織

第4条 本会は第2章の目的に賛同する有志で、次の会員によって組織する。
1. 正会員 本校の卒業生
2. 特別会員 現職員、旧職員、保護者
3. 賛助会員 1. 2. 以外の賛同者

第5章 会員資格

第5条 第4条を満たし、会費を納入したものを会員とする。

第6条 退会は自由とする。

第6章 会計・会費

第7条 本会の事業費（事務費を含む）は会費及び寄付金を以てこれに充てる。
第8条 本会の年会費は一口2,000円とし、その口数は制限しない。
納入方法については別に定める。

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役員

第10条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 書記 2名
4. 会計 2名

第11条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
3. 書記 役員会の議事を記録し、会誌を発行する。
4. 会計 本会の金銭出納と財務を管理する。

第8章 監事

第12条 本会に監事2名を置く。

第13条 監事の任務は次の通りとする。

本会の会計及び業務を監査する。その結果を役員会で具申できる。

第9章 評議員

第14条 本会に5名以上の評議員を置く。
第15条 評議員の任務は次の通りとする。
会員に代わり会の業務を評議する。

第10章 役員・監事・評議員の選出と任期

第16条 役員・監事・評議員の選出は次によるものとする。
1. 会長は役員会が選出し、他の役員は会長が任命する。
2. 監事は役員会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 評議員は評議員会で会員から選ぶ。

第17条 役員・監事・評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第11章 役員会

第18条 役員会は次の事項を行う。

1. 役員会は会長が必要に応じて招集し、会務、会計、役員の選出等
本会の運営に関する事項を審議決定する。
2. 会則を変更する。
3. 本会の運営に必要な細則を適宜定める。

第12章 評議員会

第19条 評議員会は会長の要請で開き 次の事項を評議し、承認する。

1. 事業計画案、事業報告案
2. 予算案、決算報告案
3. 役員の選出
4. 会則の変更

第20条 承認事項は評議員の3分の2以上（委任状を含む）の賛成が必要である。

第13章 付則

第21条 設立時の役員会会長、評議員は設立準備会で選任する。

第22条 この規約は平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年11月1日から準用することができる。

お問い合わせ先

セントヨゼフ女子学園後援会
(セントヨゼフ女子学園事務室内)

住 所：〒514-0823 三重県津市半田1330

電 話：059-227-6465

F A X：059-227-6466

E-mail : sjkouen@gmail.com